

林業普及指導事業交付金（継続）

【平成30年度概算決定額 357,733(357,733)千円】

事業のポイント

各地域の森林・林業の再生に向け、広域的かつ長期的な視点に立った森林づくりや林業活性化に関するビジョンの策定とその実現に向けた取組を推進するため、高度な知識・技術を持った林業普及指導員が市町村行政や地域関係者への指導、支援活動を行います。

<背景／課題>

- ・ 林業普及指導事業は、森林法第187条に規定する林業普及指導員を適正に配置し、林業普及指導員が森林所有者等に対し林業に関する技術及び知識の普及等を行い、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、もって森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に資することを目的とするものです。
- ・ 林業普及指導員が試験研究機関や行政との橋渡し役として、森林整備の担い手である森林所有者等に、知識・技術の普及・指導を行い、森林整備を効果的に推進する等の重要な役割を果たしてきているところである。さらに、林業普及指導員は、地域の森林・林業を担う市町村を技術面で支援する中心的役割を担うことから、都道府県における普及水準を一定に確保しつつ、国と都道府県が一体となって普及指導事業を実施する必要があります。

政策目標

森林所有者や林業事業体の経営力や技能等の向上を図ります。

<内容>

市町村や森林所有者等への林業に関する知識や技術の普及・指導を行う普及事業の推進
林業普及指導事業は、森林法に基づき、国と都道府県が協同して実施しています。

国が都道府県に対して交付金を交付し、都道府県が技術の専門家である林業普及指導員を設置して、市町村、森林所有者等への技術・経営指導体制の確保を図ります。

本事業により、森林・林業基本計画の推進等に係る林業普及指導員の活動を重点的に進めます。

<交付率>

定額

<交付先>

都道府県

林業普及指導事業の基本的な仕組み

- ・ 林業普及指導事業は、都道府県が、林業普及指導員を本庁や地方事務所等に配置し、関係機関等との連携の下、森林所有者等に対する林業知識・技術の普及、森林施業に関する指導等を実施。
- ・ 国は、都道府県との役割分担の下、事業の基本方針の策定、交付金の交付、普及指導員の資格試験・研修等を実施。

